# 選挙制度見直しに関する意見

~2005年衆議院総選挙より~

= 真に民意を反映する国民本位の選挙制度のあり方 =

東京商工会議所

本年9月の衆議院選挙は「郵政民営化は是か非か」という明確な政策上の争点が存在し、多くの国民が政治に関心を持った結果、小選挙区制を導入して以降、最高の投票率(67.51%)を記録した。政治にあまり関心の無かった人達が興味を持ち始めた今こそ「真に民意を反映する適正な選挙制度の構築」に向けた改革を進める絶好の機会である。

選挙制度は国民の権利である参政権の入口であるが、現在の選挙制度は都市部と地方における「一票の格差」の問題や公職選挙法による細かな規制等により、 有権者である国民が選挙において候補者の情報を容易に入手し、十分な理解の下、 最適と思われる候補者を選択する環境は整っているとは言い難い。

東京商工会議所では今回の衆議院選挙を踏まえ、国民が今後もより一層政治に関心を持ち、積極的に投票活動を行えるような「真に民意を反映する国民本位の選挙制度の実現」のため、有権者の視点からここに以下の提案をするものである。

なお、選挙制度がその機能を全うするためには、有権者の代表制民主主義の基本である選挙の意義に関する理解と、政権選択についての判断力の涵養が必要不可欠であり、学校段階からの教育の重要性を忘れてはならない。

# = 具体的な意見の要約 =

- 1. 一票の格差の是正
  - 一票の格差を最大でも2倍未満にとどめるべき
- 2. 選挙運動に関する不要な規制の廃止

インターネットによる選挙活動・マニフェスト配布・公開討論会の自由化を

- 3.有権者本位の投票環境の整備
  - ネット投票・オンデマンド放送の導入、選挙期間延長、有権者本位の投票所を
- 4.選挙権の付与年齢の緩和

若年層の意見を反映する仕組みを検討すべき

- 5.マニフェストの有効活用
  - 項目の共通書式化と検証の重要性
- 6. 小選挙区比例代表並立方式の是非
  - 重複立候補制に関しては再検討を

## 1.一票の格差の是正 【一票の格差を最大でも2倍未満にとどめるべき】

憲法では、全ての国民は法の下に平等であり、国民の権利として参政権の平等を定めているが、「一票の重み」という意味で参政権の平等は実現していない。都市部と地方における一票の格差が人口比で2倍以上の選挙区が存在している。今年は5年毎の国勢調査の実施年でもあり、一票の格差を抜本的に是正する絶好の機会である。今後、最大選挙区と最小選挙区との一票の格差を最大でも人口比で2倍未満にとどめるべく、常に厳密な人口比による区割りを行うなどの対応が必要である。なお、区割りは「人口比」でなく「有権者比」で行う対応策もある。

## 2.選挙運動に関する不要な規制の廃止

【インターネットによる選挙活動・マニフェスト配布・公開討論会の自由化を】

#### (1)インターネットでの選挙運動は自由化すべき

現状の公職選挙法の包括的な解釈から、インターネットでの選挙運動は禁止されている。しかしインターネットは既に多くの国民にとって、身近な情報収集の手段として定着しているので、インターネットでの選挙運動は自由化すべきである。

インターネットによる選挙運動の自由化は、候補者の情報が場所や時間の制限なくタイムリーに入手できるのみならず、スペースの関係でパンフレットに掲載しきれなかった情報もより詳しく掲載することが可能となるなど有権者の投票時の判断材料の増加に資する。また、インターネット利用者は若者に多く、若者の政治への関心及び投票率の向上に繋がることからも自由化すべきである。

虚偽情報の氾濫や作成範囲の公平性、中傷や書き込み対策等への一定の制限や管理方法などの問題については、各地選挙管理委員会が「選挙Web」(仮称)を立ち上げ、その管理規定の範囲内で候補者の情報提供を可能とするなどの対応を検討すべきである。

なお、最高裁判官の国民審査が行われる際は、あわせて同Webに経歴や関連情報を国民の判断材料として掲載すべきである。

#### (2)マニフェストを自由に配布できるようにすべき

公職選挙法には、選挙期間中、頒布場所、頒布枚数や大きさ等公平性を重視するが故の規制が多く存在し、候補者が自由にマニフェストを配布し、有権者に政策等を訴えることができない現状がある。現在配布が認められているのは政党本部、選挙事務所、政党演説会の場に限られている。政策重視の投票に国民の関心が高まる中、マニフェストは制限無く自由に配布できるようにする必要がある。インターネットからの入手も可能とすべきである。

#### (3)公開討論会は自由に開催できるようにすべき

公開討論会は、候補者や政党の掲げる政策や争点を有権者に明確に伝える貴重な機会であり、かつ地元有権者の生の声を候補者に伝える絶好の機会であることを鑑み、公開討論会は公示前に限らず自由に開催できるようにすべきである。

## 3.有権者本位の投票環境の整備

## 【ネット投票・オンデマンド放送の導入、選挙期間延長、有権者本位の投票所を】

#### (1)ネット投票の導入

有権者の利便性や投票率向上という観点から、自宅パソコンからの電子投票を可能にすることを検討すべきである。ただし、セキュリティーや本人確認(認証システム)、なりすまし、投票の秘密保持などについて十分な施策を講じることが不可欠である。

パソコンでの投票が可能になれば不在者投票(単身赴任者、親元を離れた学生、在外邦人等)や高齢者の在宅投票などの問題も解決できるほか、投票時間の制限をなくすことも可能になるため(夜中の投票も可、但し投票締切日時は定める)、在外投票や若者の投票率を高める効果も期待できる。

#### (2)オンデマンド放送など有権者が情報をより入手しやすい環境の整備

現在の一方向的に流れる政見放送ではなく、有権者が情報を入手したい時に入手できるオンデマンド放送にすることで、有権者が情報をより入手しやすい環境を整備すべきである。上述の「選挙Web」内にて、政見放送をブロードバンドで配信できるようにする方法が最も実現性が高いと思われる。

#### (3)選挙期間の延長

現在の公示から投票までの期間は短すぎる。

有権者が必要な情報を入手でき、候補者の政策等を比較検討するに足る十分な期間を確保すべきである。

このため、街頭での選挙運動の期間は社会生活への影響を配慮して現状を維持しつつ、ネットを活用した選挙運動に限り、期間の延長を認めては如何か。

#### (4)有権者にとって、親切で的確な判断ができる投票所に

現在、投票所には政党名と候補者の氏名が並んだ一覧しかない。投票所の入口付近で候補者のポスターや選挙公約の比較表や経歴などを掲示したり、手の不自由な方への適切な対応(記名でなく、記号に をつける等・・・)を行うなど、有権者にとって親切かつ的確な選択判断を可能にする投票環境を整備すべきである。

# 4.選挙権の付与年齢の緩和 【若年層の意見を反映する仕組みを検討すべき】

現在の有権者に占める50歳以上の割合は2003年時点で50%を超えており、今後ますます有権者の高齢化が進むことが予想される。

このため若者の意見があまり反映されない政策選択が行なわれる可能性があることから、若年層の意見を選挙に反映させ、国民各層の利害関係にバランスよく対応できる仕組みを検討する必要があるのではないか。

#### このため、

諸外国に見るように付与年齢を下げるべきではないか、

しかしその場合、義務教育の段階において模擬投票等を実施するなど、選 挙民としての見識を高める教育の推進が必要、

全ての国民に選挙権を与え、未成年者分は将来世代の代弁者として親権者が投票権を行使すれば、議員も集票のために高齢者対策に政策を偏らせることも無くなる、 - などの意見があった。

## 5.マニフェストの有効活用 【項目の共通書式化と検証の重要性】

### (1)マニフェストの共通書式化

マニフェスト導入により、「個人を選ぶ」選挙から「政策で選ぶ」選挙へと有権者の意識が変化してきているが、現在の各党マニフェストの構成(内容)は政策を比較・検討しやすい構成とは言い難い。政策重視の選挙の定着のためには、有権者がマニフェストの比較・検証をしやすいよう項目の共通書式化など「作成基準の明確化」を進めるべきである。

#### (2)マニフェスト検証の重要性

マニフェストは、公約内容や達成度が適正に評価・検証されて初めて意味を持つものであることから、有権者のチェック、第3者機関等による公約内容の評価や達成状況等の検証などが行われる仕組みが重要である。内容検証に当たっては、統一された検証条件の下、同レベルでの評価が不可欠である。

# 6.小選挙区比例代表並立方式の是非 【重複立候補制に関しては再検討を】

### (1)重複立候補制の再検討

選挙区で信任されなかった候補者を当選させることは民意に反しているとの 批判を受けやすいので、比例代表と小選挙区の重複候補制は再検討が必要では ないか。

#### (2)比例復活のための最低得票ライン(率)の再検討

重複立候補制を継続するとしても、比例復活のための最低得票ライン(率)が「選挙区有効投票総数 1 0 %以上」という規定はハードルが低すぎる。有権者の十分な支持を得るという観点から、少なくとも、法定得票数(有効得票数の 6 分の 1 )以上の得票は必要である。

以上

【本件問合せ先】

東京商工会議所企画調査部 河合・山内 (TEL)03-3283-7661 平成 1 7 年 1 2 月 8 日 第 5 6 5 回常議員会決議

平成17年度 第14号